

## 法科大学院における法曹倫理教育

森  
田  
明

## 目次

- 一 はじめに
- 二 法科大学院における法曹倫理教育についての考え方
- 三 神奈川大学法科大学院における法曹倫理教育の実情
- 四 法曹倫理教育の課題
- 五 今後に向けて

## 一 はじめに

二〇〇七年六月二二日、「市民のための弁護士をめざして」いま、弁護士・弁護士会に求められるもの」というテーマで、日弁連の第二二回司法シンポジウムが福岡市において開催された。<sup>①</sup>

筆者はこのシンポジウムの実行委員となり、第二分科会を担当した。第二分科会の課題は、「弁護士に対する市民の信頼を高めるために、弁護士の専門知識と職業倫理を保持し、公益性を高めるために何をすべきか」というもので、その報告書（以下、「司法シンポジウム報告書」という。）作成の際、筆者は法曹養成過程における専門性、倫理性、公益性に関する教育の実情に関する部分のとりまとめにあたった。その作業の中で、改めて法科大学院教育の理念について考え、実際に行ってきた教育を省みる機会を与えられたことは、貴重な経験になった。

そこで、このシンポジウムの準備過程で提起された問題点を踏まえつつ、本学で筆者が担当している法曹倫理科目について、司法シンポジウム報告書ではその性質上十分に書き込めなかった本学における法曹倫理教育の取り組みを中心に再構成し、今後の課題についても本学の実情に即して具体的に提起するものとして、本稿を取りまとめた。

本稿は、論文としての体をなしていないうえ、学部教員の方々にはあまり関心のない分野であろうから、この場にはふさわしいものか疑問はあるが、法科大学院における法曹倫理教育の実践についての資料はまだまだ乏しく、議論の素材としてこのような報告を活字に残すことには意義があると思われるので、ご容赦いただきたい。

なお、「本学」という場合、正確には神奈川大学全体を指すことになるのだが、本稿では主に神奈川大学法科大学院（大学院法務研究科）を指すものとして用いる。

## 二 法科大学院における法曹倫理教育についての考え方

まず、法科大学院の開校前に法科大学院における法曹倫理教育についてどのような検討がされていたかを概観する。

(一) 法科大学院協会設立準備会のカリキュラム・教育方法検討委員会による「法科大学院における実務基礎科目の教育内容・方法等について(中間報告案)」(二〇〇三年二月一日)では、法科大学院における法曹倫理教育について、次のように指摘している。

「本科目は、法曹の仕事全般にわたって必要とされる責任感や倫理観を養う基本的かつ重要な科目であるので、少なくとも二単位相当を必修とする必要がある。」

「各法科大学院は、少なくとも二単位分については、できるだけ独立の科目として設定するよう努めるべきである。」

「事例分析の内容については、法曹三者の実務的な経験を踏まえ、法曹が実際に遭遇しうる具体的な問題を多く取り上げることが望ましい。対象としては、弁護士のみならず、検察官や裁判官の倫理も盛り込むことが考えられる。一つの事例について法曹三者それぞれの見方の異同を明らかにするような工夫もありうる場所である。また、弁護士倫理に関しても、訴訟に関連する倫理に限られず、訴訟外の弁護士活動や企業内弁護士の倫理を含みうることを意識する必要がある。」

「配当学年は各法科大学院の考え方に委ねるのが妥当である。比較的早い段階で法曹としての基本的な考え方を身につけさせるとの考え方と、法曹になることを目前にした段階でこの教育をするという考え方のいずれもが成り立つであろう。」

(二) 宮川光治弁護士は、「法科大学院における法曹倫理教育の視点」として、次の八点を指摘されている。<sup>(2)</sup>

① 司法修習における前期修習レベルへの対応

前期修習がなくなることから、それに相当する部分の教育は法科大学院で行う必要がある。法曹倫理についても同様である。

② 歴史的・比較的視点による学問的研究を取り入れる

法曹倫理に学問の光を当て、批判的視点からの分析がされるべきである。二〇〇二年一月の中央教育審議会大学分科会法科大学院部会研究会「法科大学院の教育内容・方法に関する中間まとめ」では、「法曹の役割と倫理について、現在の日本の法制や実態を検討するとともに、歴史的・比較的視点をも盛り込んで、批判的に分析させ、法曹としての責任感・倫理観を養う。弁護士法・弁護士倫理等の規定をめぐる事例分析も行う。」としている。

③ 各国の倫理規定について

A B Aの倫理規定など各国の倫理規定を比較検討すべきである。

④ プロブレム・メソッド

事例を素材に他方向、双方向で検討するやり方が有効。法曹倫理教育においてはもつとも有効な方法といえる。

⑤ 正解がない場合が少なくないこと、また、体系が揺れ動いていること

弁護士会により懲戒の判断に違いがあるのが実情。学生自らがその時代の体系を見出していくべきである。

⑥ 人格と職業倫理

「倫理教育の教員は、倫理的レベルが高い、経験豊かな法実務家であるか、あった者であることが望ましい。」「授業以外の場において、学生と交流することに積極的であることが望ましい。」「倫理カリキュラムのひとつに、尊

敬に値する法実務家に登場してもらい、彼らの仕事と行動を学生に語ってもらうということも、優れた教育効果をもたらすであろう。」

⑦ フィールドワークと倫理教育

クリニック、エクスターンシップは、弁護士倫理を学ぶに有用である。

⑧ まとめ（研究者との共同の必要性など）

学ぶべき範囲は広く、絞り込まざるを得ない。倫理実務にも学問からの吟味と批判が必要である。

### 三 神奈川大学法科大学院における法曹倫理教育の実情

(一) 神奈川大学法科大学院の特色と法曹倫理の位置づけ

本学は学年の定員五〇名であり、法科大学院の中では小規模校の範疇に入る。「地域と企業」と「市民と自治体」の二つのコースが設けられているが、後者はほかにあまり例のない特徴的なものといえる。また、いずれかのコースの選択が必要的とされる上、コースごとに必修とされる科目が多く、ほかの法科大学院の「コース」や「履修モデル」等が、選択の目安程度のものであることが多いのに比べ、いわゆる「しびりが強い」ものとなっている。

専任教員は一四名で、うち四名が実務家教員である。同規模校と比べても、実務家教員の数が少なく、一人の実務家教員の負担が大きいことが顕著になっている。その代わり、実務家教員は専任（一名）もみなし専任（三名）も、研究者教員と同等の立場で運営に関与するところとなっており、そのこと自体はよい伝統といえよう。<sup>(3)</sup> 法曹倫理は、一年次前期に置かれ、学生は入学直後に履修することになる。なお、本学では既修者（二年コース）は、入試合格後

に選抜試験をおこない、二年次に編入するが、この授業は例外的に一年生とともに履修する。実務基礎科目の中に位置づけられ、二単位の科目である。当初から今日まで土曜日の三限（一三時から一四時三〇分）におかれている。学生は入学したばかりであり、特に他分野から入学したいいわゆる純粹未修者は法律の知識が不十分であるが、当然ながら法律家の仕事の実情についての関心は強い。

## （二）担当教員

担当教員は筆者一人である。他と比較して議論するうえで必要と思われる属性を挙げる。

修習は三四期、すなわち現時点で弁護士歴二六年目になる。年齢は五一歳である。二六年間横浜で弁護士業務を遂行することなく続けてきた。取り扱い事件は一般民事事件が中心だが、医療過誤訴訟、行政訴訟などの特殊分野も取り扱い、また、公害、労災などの集団訴訟も比較的多く経験した。またこれらの分野にかかわる市民運動にも関与してきた。

横浜弁護士会での活動としては、若手の頃は、公害対策委員会（その後公害・環境問題委員会と改称）、消費者問題対策委員会、人権擁護委員会、情報問題対策委員会等に所属していた。一九九九年度に横浜弁護士会副会長となり、担当副会長として、市民窓口（弁護士への苦情相談の窓口）、綱紀、懲戒、資格審査等を担当した。日弁連では当初公害委員会に属したが、その後情報問題対策委員会に軸足を移し、二〇〇一年度から同委員会の委員長を三年務め、それに関連して弁護士制度改革推進本部の委員となった。ここでは弁護士制度改革の一環としての弁護士の情報公開を担当したほか、各地の弁護士の市民窓口の運用状況の調査や懲戒制度の改革についての議論に関与した。

学内での立場は、みなし専任の教授である。法曹倫理以外に五つの科目（七コマ）を担当している。科目の内容は、

民法法演習Ⅱ、公法演習Ⅱ、医事法、情報公開法制、リーガルクリニック（自治体行政相談）である。

### （三）法曹倫理の授業の構成・運営上の基本的な方針

当初、法曹倫理の授業の準備をするにあたって、法曹倫理教育の一般論のほか、本学の条件を踏まえて、次のような方針を立てた。

- ① 法曹倫理をめぐる具体的な問題の検討以前に、法曹の仕事の実態を知ってもらうようにする。
- ② これからの法律の学修へのインセンティブを与える。
- ③ 座学に終始せず、さまざまな関係者（訴訟当事者、弁護士裁判官等現場で活躍している法曹、市民運動の担い手、行政職員など）に直接触れる機会を持つようにする。
- ④ 担当教員である筆者との関係でも「現場で」「少人数で」会える機会をもつようにする。
- ⑤ 法曹倫理を司法改革の動きの中で動的なものとして捉えさせる。なるべく筆者自身が弁護士会等がかかわってきた課題とからめて、体験的に伝える。
- ⑥ 授業も固定化した内容にせず、講義、ゲストの話、学生の報告・討論、をバランスをとって織り込む。
- ⑦ 学生の関与は簡単な感想から、事例に対する論理的な検討を踏まえた見解表明へとだんだんに進める。
- ⑧ 弁護士職務基本規程の全体像は理解させるが、突っ込んだ検討をする論点は思い切って絞り込む。

### （四）三カ年の授業の概要

この三年間の授業の概要は次の通りである。なお、二〇〇七年度もほぼ同様の構成である。

第一回	二〇〇四年度	二〇〇五年度	二〇〇六年度
第二回	二〇〇五年度	二〇〇六年度	二〇〇六年度
第三回	二〇〇五年度	二〇〇六年度	二〇〇六年度
第四回	二〇〇五年度	二〇〇六年度	二〇〇六年度
第五回	二〇〇五年度	二〇〇六年度	二〇〇六年度
第六回	二〇〇五年度	二〇〇六年度	二〇〇六年度
第七回	二〇〇五年度	二〇〇六年度	二〇〇六年度
第八回	二〇〇五年度	二〇〇六年度	二〇〇六年度
第九回	二〇〇五年度	二〇〇六年度	二〇〇六年度
第一〇回	二〇〇五年度	二〇〇六年度	二〇〇六年度
<p>法曹倫理とは？</p> <p>日弁連の「弁護士倫理」</p> <p>司法改革とこれからの法律家像</p> <p>実務家教員、間部俊明教授の講演</p>	<p>法曹倫理とは？</p> <p>日弁連の「弁護士職務基本規程」</p> <p>司法改革とこれからの法律家像</p>	<p>法曹倫理とは？</p> <p>司法改革とこれからの法律家像</p> <p>日弁連の「弁護士職務基本規程」</p>	<p>法曹倫理とは？</p> <p>司法改革とこれからの法律家像</p> <p>日弁連の「弁護士職務基本規程」</p>
<p>公益的役割一・アクセス障害と公設事務所、専門弁護士の必要性</p> <p>公益的役割二・ADR、NGO等における役割</p> <p>ADRとして監査委員など、NGOとして市民オンブズマンの活動と役割を講義</p> <p>公益的役割三・社会的弱者の救済、新しい人権の確立</p>	<p>公益的役割一・アクセス障害と公設事務所、専門弁護士の必要性</p> <p>公益的役割二・ADR、NGO等における役割</p> <p>弁護士の懲戒手続等</p>	<p>公益的役割一・アクセス障害と公設事務所、専門弁護士の必要性</p> <p>公益的役割二・ADR、NGO等における役割</p> <p>弁護士の懲戒手続等</p>	<p>公益的役割一・アクセス障害と公設事務所、専門弁護士の必要性</p> <p>公益的役割二・ADR、NGO等における役割</p> <p>弁護士の懲戒手続等</p>
<p>弁護士の懲戒手続等</p> <p>近時の手続改正論議、市民窓口、紛議調停などの紹介</p>	<p>依頼者との関係一・説明義務・守秘義務</p> <p>公益的役割三・社会的弱者の救済、新しい人権の確立</p>	<p>依頼者との関係一・説明義務・守秘義務</p> <p>公益的役割三・社会的弱者の救済、新しい人権の確立</p>	<p>依頼者との関係一・説明義務・守秘義務</p> <p>公益的役割三・社会的弱者の救済、新しい人権の確立</p>
<p>国選弁護の法曹倫理</p> <p>あらかじめ事例を与え、討論</p>	<p>依頼者との関係二・報酬・預かり金</p>	<p>依頼者との関係二・報酬・預かり金</p>	<p>依頼者との関係二・報酬・預かり金</p>
<p>あらかじめ事例を与え、討論</p> <p>依頼者との関係二・利益相反</p> <p>グループ討論</p>	<p>国選弁護の法曹倫理</p> <p>司法研修所刑教官をゲストに事例検討</p>	<p>依頼者との関係三・利益相反</p> <p>グループ討論</p>	<p>依頼者との関係三・利益相反</p> <p>グループ討論</p>



	二〇〇四年度	二〇〇五年度	二〇〇六年度
第一回	依頼者との関係三・報酬・預かり金 報酬規定の廃止に至る経過、報酬の 実情、預かり金規制などについて講 義、事例の討議	依頼者との関係三・利益相反 グループ討論	国選弁護の法曹倫理 司法研修所刑弁教官をゲストに事例 検討
第二回	横浜弁護士会会長講演	依頼者との関係三・利益相反 グループ討論続き	依頼者との関係三・利益相反 グループ討論続き
第三回	裁判官の世界 弁護士任官した裁判官の講演	横浜弁護士会会長講演	横浜弁護士会会長講演

(五) 各回の授業の具体的な内容

一年目(二〇〇四年度)の授業の流れに沿って、授業の内容を、授業開始前に予定していた内容(シラバスの表記をカギ括弧で示す。)と対比し、また、その後の変遷にも触れつつ、より具体的に紹介する。なお、テキストは指定せずにその都度資料を配布したので、主な配布資料もあげる。

「第一回 法曹倫理とは？」 / 講義、ビデオ

教員の自己紹介とあわせて法曹界の基礎知識の説明(修習の期の意味、弁護士会の規模・活動など)、横浜弁護士会作成の弁護士の日常を描いたビデオ「弁護士ドンちゃんの長い一日」(二〇分)の上映、感想の回収

・ 配布資料

ビデオの解説、各弁護士会の会員数一覧など

・ 当初予定とその後の変遷

「学生に法曹倫理についてのイメージを語らせ、その認識レベルを知って、講義の進行に反映させる。その上で、この講義の全体像を説明する」ことを考えていたが、五〇名に語ってもらうのは時間的に無理と判断してカットした。

翌年からは若干時間をオーバーしてでも学生の自己紹介の時間をとることとした。法曹倫理の授業を進める上では、学生の経歴や関心を知っておきたいのだが、個人情報保護の「過剰反応」のためか、これらの情報を入手しにくくなっており、本人から直接収集する必要があるためである。

### 〔第二回 日弁連の「弁護士倫理」〕／講義

当時の倫理規範である「弁護士倫理」について、解説しつつ通読した。弁護士倫理の全体像を理解させるのが主眼である。終了時に「弁護士倫理」のイメージについて四字熟語で表現させた（最多数は「清廉潔白」であった）。

・配布資料

弁護士倫理、弁護士職務基本規程（第二次案）、弁護士法、司法制度改革審議会意見書（この意見書は以後の授業でも繰り返し使うことになる。）

・当初予定とその後の変遷

「基礎知識として、日弁連の『弁護士倫理』の内容全般を紹介する。司法改革のなかで語られる法曹像とある意味で対照的な伝統的法曹倫理を理解する」という位置づけである。翌年からは弁護士倫理が廃止され、弁護士職務基本規程が制定されたので、「自由と正義」臨時増刊の同規程の解説書を資料に、同規程の全体を概観することとした。四字熟語の「イメージ」の提出はその後も毎年行っている。

### 〔第三回 司法改革とこれからの法律家像〕／ゲスト講義

本学実務家教員で、司法改革の経過に詳しい間部教授にゲスト講師をお願いした。

・配布資料

雑誌・新聞の記事等

・当初予定とその後の変遷

「司法改革論議の中で、法曹の大幅増員、専門化、養成過程の重視等が指摘され、法科大学院の制度がスタートした。それは、従来の法曹のあり方の否定という面を持つ。従前の制度、法曹のあり方のどこが不足とされたのか、これからの法曹はどうあるべきか、法科大学院で何を身につけるべきか」を考える場としたいと考えた。間部教授には、その後も毎年このテーマでお話したいだいでいる。

〔第四回 公益的役割（一）アクセス障害と公設事務所、専門弁護士の必要性〕 / 講義

弁護士過疎と公設事務所、広告、専門性などの問題について、これまでの実情と最近の動向を講義。

・配布資料

公設事務所についての報告書、横浜弁護士会の法律相談割当一覧表、日米の弁護士広告の例など。

・当初予定とその後の変遷

ほぼ予定通りであるが、多様な問題を含むアクセスのことを一コマでやりきるのは詰め込みすぎのきらいがあり、学生とのやり取りが十分にできないのが残念である。

〔第五回 公益的役割（二）ADR、NGO等における役割／行政を監視するADR、NGOの例から〕 / 講義

ADRとして監査委員、情報公開審査会など、NGOとして市民オンブズマンの活動と役割を講義。これも講義だけで時間がなくなり、質疑や意見交換が十分にはできない。ただ、学生は、後記の「弁護士の活動に関する報告」

のための会合への参加とあいまってこれらの活動について一定のイメージをもてるのではないかと期待している。

・配布資料

日弁連第四〇回人権大会第一分科会報告書（行政のチェック機関についてまとめた部分）、かながわ市民オンブズマンの会則等の資料、市民オンブズマンについての紹介文献

・当初予定とその後の変遷

「裁判所の調停委員や、行政の審査会、民間の紛争処理機関等、さまざまなADRに弁護士が関与していること、環境、医療、福祉等さまざまな分野のNGOに弁護士が参加していること、しかしどちらにもより多くの弁護士の参加が求められていること、などの実情を知る」という位置づけだが、自治体行政の分野に重点を置く本学の方針と筆者の取扱い分野との関係で、行政の監視にかかわるものに絞り込んだ。

〔第六回 公益的役割（三） 社会的弱者の救済、新しい人権の確立をめざして〕 / ゲスト講義

医療過誤訴訟原告の方と、その事件を私と共同で担当した弁護士をゲストに迎えた。学生には強い印象を与えたようである。

・配布資料

医療事件についての雑誌記事、当該事件の判決等

・当初予定とその後の変遷

「公害、労災、医療、行政訴訟等、先端的な分野や、ペイしないといわれる分野への取組みの実情。当事者はどのようにして立ち上り、弁護士はそれにどのように応えたのか」を知ってもらおうという趣旨である。翌年は、アスベスト被害に取り組む団体の職員の方を招いた。その直後にアスベスト被害がブレイクし、タイムリーなものと

なった。その翌年は、外国人の医療に取り組み医師をお招きした（これは、一、二、三年生にも公開して行った）。

〔第七回 弁護士会の懲戒手続等〕 / 講義

弁護士会の綱紀・懲戒手続について、近時の手続改正論議、市民窓口、紛議調停なども含めて紹介した。

・配布資料

懲戒に関する制度を解説する日弁連資料、横浜弁護士会の規則類等

・当初予定とその後の変遷

予定通りであるが、できればしたかった懲戒歴の公開や事前公表についての議論にはいたらなかった。その後弁護士白書が刊行されるようになり、苦情や懲戒関係のデータが入手しやすくなったので、その資料を用いている。

〔第八回 国選弁護の法曹倫理〕 / 討論

国選弁護人の法的地位、選任の実情等について説明。あらかじめ事例（国選の被告人の家でケーキを出されたら食べてよいか、示談に行った被害者の家を出されたらどうか、といったことのバリエーション）を検討してきてもらい、意見を述べさせた。いろいろ見解が分かれ興味深いものがあった。

・配布資料

刑事弁護人の倫理に関する考え方や懲戒事例の資料

・当初予定とその後の変遷

国選弁護については二コマを予定していたが、ほかにもやることが多く、刑事弁護一般の問題については刑事実務等で取り上げてもらうほうが望ましいと考えたこともあって、一コマに絞った。

二年目からは、たまたま親しい弁護士が司法研修所の刑弁教官になったことから、同弁護士をゲストにお招きし、司法研修所で取り上げる事例を念頭において議論することとしている。

〔第九回 依頼者との関係（二）説明義務・守秘義務〕／討論

説明義務と守秘義務について要点を説明した上、あらかじめ検討を求めている事例について報告、討議させた。

・配布資料

説明義務・守秘義務についての議論や懲戒事例についての資料

・当初予定とその後の変遷

「依頼者との関係における倫理上の問題を取り上げる。弁護士にはどのような説明義務が求められるのか。また、守秘義務についても、個人情報保護という観点から再検討が必要である」としたが、この二つのテーマを一度にやるのはやや無理があり、消化不良の議論で終る傾向がある。しかしその後も同様のやり方で続けている。

〔第一〇回 依頼者との関係（二）利益相反〕／グループ討論

事前に事例（相続事件と利益相反など）を与え、グループ討論をさせた。グループごとに事前にレポートを提出させ、授業ではグループの代表者に報告させて、討論した。一年目はグループが多すぎた（九つ）うえ、提出期限を直前にしたので、整理が大変であった。しかし、うまくやればグループ討論は全員に参加意識を持たせることができ、有効と感じた。

・配布資料

利益相反に関する懲戒事例についての資料

・当初予定とその後の変遷

実はこのテーマは当初予定には入れていなかった。国選弁護士を一コマ減らした分、これを加えた。実際には、利益相反は弁護士倫理の中で大きな位置を占め、事例の検討もやりがいがある。また、法曹倫理担当教員交流会で示唆を受けて試みたグループ討論というやり方にも魅力を感じた。そこで、二年目以降は、このテーマでの検討に二コマを費やしている。

〔第一二回 依頼者との関係 (三) 報酬・預り金〕 / 討論

報酬規定の廃止に至る経過、報酬の実情、預かり金規制などについて講義し、事前に与えた課題（預り金の報酬への充当の事例、成功報酬制の是非など）について、意見を述べさせ討議した。議論らしくなってきたが、これも時間不足。

・配布資料

旧報酬基準、日弁連の「市民のための弁護士報酬ガイド」、報酬・預り金関係の懲戒事例集等

・当初予定とその後の変遷

ほぼ予定通りで、その後も同様の内容で行っている。

〔第一二回 二一世紀の弁護士と弁護士倫理〕 / ゲスト講義

当時横浜弁護士会会長で、その前には日弁連業務改革委員会委員長をされていた高橋理一郎弁護士をゲストに迎え、講演、質疑を行った。

・配布資料

横浜弁護士会新聞の記事、日弁連業務改革シンポ報告レジュメ

・当初予定とその後の変遷

「相手方、裁判所等との関係」というテーマを予定していたが、会長講演の機会がもてたので、これに振り替えた。その後もこの時期に横浜弁護士会会長の講演を入れることが定着している。この年講演いただいた高橋弁護士は二〇〇七年度から本学の実務家教員に就任されている。

### 〔第一三回 裁判官の世界〕 / ゲスト講義

前年に弁護士任官した渡辺智子判事をゲストに迎えた。裁判官像、任官拒否、弁護士任官の制度化等についてコメントした後、ゲストの講演、質疑をおこなった。

#### ・配布資料

「関弁連だより」の同裁判官へのインタビュー記事  
 ・当初予定とその後の変遷

「裁判官、検察官の法曹倫理」というテーマだったが、裁判官のゲスト講演に絞り込んだ。なお次年度以降は、横浜地裁の協力を得て、裁判傍聴とあわせて裁判官との懇談の機会を持つこととなったので、法曹倫理の授業に裁判官を招いての講演はしなくなった。

### (六) 授業外の「課題」

初年度から毎年、「弁護士の活動に関する報告」として、次のような課題を与えている。

授業の空き時間を使って、教員が紹介する事件の裁判傍聴もしくは会合への参加を二回以上行なう。事件の背景・意義・当事者の思いなどを把握する。弁護士の取り組みの姿勢、弁護士に求められるものを知り、将来の自分の法曹としてのあり方を考える。その中からテーマを設定して、テーマについての研究報告及びそこから感じた自分の今後



の法律家としてのあり方などを含むレポートを提出する。

紹介した会合等は、①担当教員がかかわっている裁判の傍聴、②市民オンブズマン等担当教員がかかわっている市民団体の会合、③行政の情報公開窓口の見学（職員からの説明も含む）、④弁護士会の総会・シンポジウム等、⑤実務家教員の法律事務所の訪問などである。

二〇〇四年度は、一八回の会合等に延べ一三二名（学生一人当たり平均二・六回、多い者は一〇回近く参加している。）が参加した。以後もほぼ同様である。

これに加えて、前述のように二〇〇五年度以降は、横浜地裁の協力を得て、地裁紹介の事件の傍聴及び裁判官との懇談を民事刑事各一回実施し、各回二〇名程度の参加を得ている。

この試みは、学生が弁護士など実務家の実態に直接触れる機会を持つてもらうことをめざしたものである。手配、連絡、当日の対応（いわば日常の活動の部分に学生が入り込んでいくことになる）、といるいろいろな負担はある（単なる「見学」に終わらないよう、事前に資料を配ったり、事後に説明することも必要である）が、学生は予想以上に心を持って積極的に参加している。実務家教員が実際に法廷に立っているところを見せるのは学生には大変刺激を与えるようであるし、「実定法の勉強に疲労を感じるときに大きな励みになった」といった感想をしばしば聞く。

また、筆者にとっては、この取り組みを通じて、前期中に、当該学年のほぼすべての学生を把握し、多くの学生の性格・関心を知ることができており、以後の学生との交流の基礎となっている。

#### （七）学期末試験及び評価

二〇〇四年度の試験問題は、次のようなものであった。

「司法改革によって、弁護士倫理はどう変わるか」をテーマに、試験当日示す二つのキーワードを本文中に用いて、一五〇〇字以内で論述せよ。

右の問題はあらかじめ知らせた。当日与えたキーワードは、「説明義務」と「市民窓口」である。  
二〇〇五年度の問題は、次のとおり。

「司法改革と弁護士の懲戒手続き」を論じ、次の懲戒事例について問題点を指摘せよ。

右の問題はあらかじめ知らせたが、懲戒事例は当日提示した。事例は報告義務、利益相反が絡むやや複雑なもの。  
二〇〇六年度は、利益相反、守秘義務等に関するやや複雑な事例を当日提示して論じさせた。

法曹倫理の試験は、当然ながら、個人の倫理性を問うものではなく、学修の成果を試すものである。授業で取り上げたことからの理解の確認と、懲戒事例については、条文の適用と論理的展開及びバランス感覚という法律家的思考と論述力を問うものである。法曹倫理も法律科目であるという観点で試験をしている。

試験の成績と、平常点（その中心は、「弁護士の活動に関する報告」である。）から、評価をする。一年目は、講義科目としての原則に従い、試験七〇パーセント、平常点三〇パーセントとしていたが、二年目からは、科目の性格を踏まえて、両者の比率を逆転させた。

#### 四 法曹倫理教育の課題

以上のような実情を踏まえつつ、法科大学院における法曹倫理科目の意義と問題点について、司法シンポ報告書の指摘を軸に、本学の実情に即してさらに掘り下げて検討する。

## (一) 法曹倫理科目の位置づけ

法科大学院において、法曹倫理は必須の科目であり、法曹養成のプロセスの中で、短縮された司法修習に多くを期待することはできないことから、法科大学院が法曹倫理教育の中心となることが求められている。

法曹人口の大量増加に伴い、「悪いことをしない」という意味での倫理性（仮に「狭義の法曹倫理」という。）が一層強く求められ、弁護士法、弁護士職務基本規程等の倫理規範の存在を知り、具体的事例に対応できるところまで身につける必要がある。しかし法科大学院の授業では、それにとどまらず、「法曹としてどのような仕事、生き方をするか」という、公益的観点を含めた「法曹としてのあり方論」をも法曹倫理教育に含める必要がある。

この二つの点を十分に取り上げようとするなら、二単位では足りず、四単位程度は必要にならう。実際、そのようなカリキュラム編成になっているところもある。あるいは、法曹倫理の中でも、弁護士倫理と、裁判官・検察官の倫理を分けてそれぞれ二単位としているところもあるようである。その点、本学の授業は、二単位一三コマの中にさまざまな要素を盛り込んだ、「箱庭」的構成になっている。狭義の法曹倫理の問題を取り上げることが相対的には少なめになっているが、これは一年前期に置かれているという条件からすればやむを得ないことであらう。狭義の法曹倫理と弁護士士の公益性等についてバランスを考慮して配分した結果である。

## (二) 教員の資質

このことを当事者である筆者が自ら論じるのはいささか荷が重い。

教員の人格は、実務教育全般に大きな意味をもつが、特に法曹倫理については重要であらう。一人の人間としての資質にとどまらず、紛争の場に身を置く職業人として信頼され、尊敬されうるかという問題である。「良き法律家は

悪しき隣人」といわれると反論したくなるが、一般的な善人では法律家としての職務を全うできないことは事実である。それでいて法律家として求められる個性は多様でもある。

法曹倫理の教員は、弁護士についていえば、弁護士としての日常的な業務に携わるとともに、弁護士会の活動をはじめとする公益的な活動・事件を経験しあるいは現に担っている者が望ましいだろう。また、各界に幅広い人脈を持つことが望ましい。

筆者について言えば、主に法曹倫理を教えるために教員に採用されたのではなく、法曹倫理を担当することになったのはある意味では偶然の結果であった。<sup>(4)</sup>

ただ、筆者は、綱紀委員会や懲戒委員会の委員自体の経験はないものの、横浜弁護士会副会長やその後の弁護士会活動の中で苦情や懲戒について先端的な議論にかかわっており、その経験やその際入手した資料が、授業を組み立てる上で大変役に立った。

ゲストはほとんど筆者が声をかけて招いており、筆者のささやかな人脈を最大限利用した結果として、良質の人選ができたと考えている。見学先の手配などにもつながりがあることが望ましい。幅広い人脈を持つことが望ましいというのはそのような意味である。

さらに、法曹倫理教育が、単なる個人的な経験を軸にするにとどまらず、歴史的経緯や海外との比較も踏まえたものであることが望ましく、そのような関心を持ち時間が作れる環境にある者が望ましいと指摘されている。法曹倫理の歴史的、比較法的研究は残念ながら筆者の力ではやり切れていない。法曹倫理は体験的な考察が重要であるが、それだけでよいというわけにはいかない。この点から、難しいかもしれないが、学部の実験者の中で、法曹倫理を研究する方が現れることを期待したい。法曹倫理も、実務と研究双方の観点から議論する中で質の高いものが生み出され

ると考える。

また、教育に熱意を持ち、学生の考えを尊重できることが法曹倫理教育に当たる教員として最小限必要な資質とされる。<sup>(5)</sup>

筆者が法曹倫理を教えるにふさわしい人格の持ち主かは自信がないが、少なくとも、学生とのコミュニケーションを楽しみ、本学の学生たちに教える立場になったことを大きな幸せと感じているし、そう感じられることはとても大切なことなのだと考えている。

### (三) 教員の配置

法科大学院により、特定の教員が法曹倫理科目全体を担当するところと、複数の教員がコマを分担するところがある。一定期間継続的に交流することによって、全人格的な影響を与え・受けることができるという点では一人の教員が担当することにメリットがあるが、多様な人格・視点に触れるという点では複数体制に分がある。

複数体制でも、法曹三者が合同で助言する形式の授業は、多角的な視点が提示され、興味深いものになるであろうが、限られた時間の中で、具体的なケースについて十分に学生の考えを聞き、各教員が発言するには相当な工夫が必要であろう。

本学では筆者一人が担当する体制である。バランス感覚には留意しつつも、私がこれまで歩んできた生き方を遠慮せずに伝えていくことがこのような体制のメリットを増す上では必要だろうと思う。複数体制よりも一人体制のほうが教員と学生の密着度ははるかに高まり、それにより得るものも（反面教師としての面も含め）多いことを実感している。なお、足らざる点はゲスト講師により補うように努めている。

## (四) 実施時期

法曹倫理科目を実施する時期は、学校によりさまざまである。前記の「法科大学院における実務基礎科目の教育内容・方法等について(中間報告案)」でも、入学後早期に実施するか、卒業に近い時期とするかについてそれぞれメリットデメリットがあることから、各校に委ねるとしている。

法曹倫理科目を二つに分けて、異なる時期に実施するところもある。例えば、横浜国立大学法科大学院では、法曹倫理一(「法と社会と制度と法曹」、一単位)を一年次に、法曹倫理二(「法曹実務と懲戒事例研究」、一単位)を三年次に実施している。

卒業に近い時期に行うことについては、事例などについて深まった議論ができる反面、司法試験が近いだけに学生が熱心に取り組みにくいのではないかとの指摘がある。

本学での実施時期は、一年次前期であるから、難しい話はしにくいものの、学生たちはある意味でおおらかにいろいろな問題に積極的に関心を示しており、これは大きなメリットである。なお、筆者にとっては、実務家教員の中で最も早く新入生全員との接点ができるという点で大きなメリットになっている。

## (五) 実務科目と法曹倫理

法曹倫理教育は、法曹倫理の科目だけで行うものではない。

実務基礎科目の中でも、臨床科目といわれるものとして、リーガルクリニック、エクスターンシップがある。いずれも、法曹の実際の業務を実務家に付いて学ぶものであり、法的判断について学ぶとともに、法曹倫理の観点からする実務上の配慮を実地で学ぶ機会である。

本学は、学内のリーガルクリニックとともに、横浜弁護士会と提携したみなとみらい法律相談センターにおけるクリニックを実施している。ここでは、実際の法律相談そのものを体験することになるので、学生は、多様な弁護士がそれぞれの考え方からどのような法曹倫理上の認識を持っているかについて学び取る機会を与えられている。なお、さらに徹底した実地教育のためには、学内法律事務所の設立も期待されることである。

## 五 今後に向けて

法曹倫理教育は、これまでの法曹養成過程で体系的な習得の機会がほとんどなかったことからすれば、法科大学院の発足により、大きく充実した内容になったといえる。また、法科大学院では、非常勤教員も含め、多くの実務家教員と、さまざまな形で日常的に触れ合う機会があり、そこで理論ではない感覚的な倫理観を身につけることができよう。このことも重要である。

とはいえ、各法科大学院ごとに、法曹倫理科目の取り扱い方はさまざまである。筆者は、本学の所与の条件として、一年次前期の二単位の科目であることなどを前提としつつ、できるだけ多様で充実したものにするよう努めてきたつもりであるし、相応の成果を挙げたという自負もある。限界があることも感じているが、だからといって、これを後ろの学年に移動させたり、四単位に増やしたりすることがよりよいとはわかに言いがたい。

学校の状態にもよるが、司法試験に近い、浮き足立った時期に法曹倫理を行うことで、それが軽視されてしまうこととのデメリットは大きいと思われる。<sup>(6)</sup>

一年次前期では深まった議論はしにくいだが、その点は、法科大学院が法曹倫理教育の中核となるとはいっても、実

際には実務につかなければわからないことも多いのであり、長期的継続的な研修が必要であることから、後日の補充を期待して、割り切ってもよいように思う。

司法シンポ報告書では、弁護士会・日弁連の責務として、法曹倫理科目の内容についてのスタンダードを作ることや質の高い教員を継続的に養成し、供給する必要があることに言及している。各法科大学院の状況や方針によって、教育内容にバラエティが生じるのは当然のことであるが、司法修習過程で前期修習がなくなつたうえ一年という短期間になつたことからすれば、法科大学院で最小限これだけのことを教えるべきであるという水準は設定する必要があると思われる。また、質の高い教員を継続的に供給することは、確かに弁護士会側の責務ではあるが、決して容易なことではない。法科大学院側も、柔軟な受け入れが可能となる条件を整備する必要がある。

筆者自身は、法曹倫理に限らず、本学において教職につくことにより、多くの学生、研究者教員（学部の方も含めて）の皆様と交流を持てたことは、人生の中で大変有意義な経験になつたと感じている。こうした思いを周囲の弁護士に伝えていくことも、教員の後継者育成には重要なことかもしれない。

- (1) 司法シンポはほぼ隔年で開催されてきた日弁連の基幹的な行事の一つである。市民にも開かれているが、主に弁護士が参加し、全体会では一〇〇〇名規模のシンポジウムを行う。本学の間部教授が今回の実行委員会の副委員長となっている。今回は弁護士約九〇〇名、一般約三〇〇名（うち法科大学院生約一〇〇名）の大規模なものとなつた。
- (2) 宮川光治「法科大学院における法曹倫理教育—司法修習における教育と対比しながら」法の支配二〇〇四年七月号七五〜七九頁
- (3) 本学の実務家教員の負担が過重であることは開学時に文部科学省からも指摘されており、改善が求められているが、四名体制を維持する以上、有効な改善は困難な状態である。
- (4) 実務基礎科目を実務家教員予定者で割り振るに当たり、鈴木繁次教授（当時）が民事実務を、間部教授が刑事実務を担当することになつたために、筆者が法曹倫理を担当することになつたという経緯がある。



(5) 宮川・前掲七八頁

(6) 司法シンポ報告書では、司法試験の中で、独立の科目とまではしないと、小問という形ででも法曹倫理に関する問題を出すようにしてはどうかとの提言がされている。そうなれば状況は変わるかもしれないが、すぐに実現するとは考えにくい。そもそも、司法試験前だから浮き足立ってしまおうと考えるのは邪道ではある。しかし、司法試験の現実の合格率を見るとそのような傾向を無視することはできない。法曹倫理教育の向上のためにも、合格率上昇のための改善策が必要である。